

熊本県税口座振替WEB受付サービス導入業務委託
仕様書

1. 業務の名称

熊本県税口座振替WEB受付サービス導入業務

2. 業務の目的

熊本県税の口座振替に係る事務手続きについては、納税者が平日の9時から15時の間に金融機関の窓口に出向き、申請書に手書き・押印の上で申し込む必要があり、納税者の負担となっている。

また、金融機関への申し込みから本県の税務システムへの登録まで1ヵ月程を要している状況にある。

上記の課題解決に向け、熊本県税務課（以下、「県」という。）において、オンラインによる口座振替申込を可能とするシステムの導入を行う。

これにより、申込者の利便性の向上及び職員の収納管理等の事務の効率化を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4. システム稼働開始予定日

令和8年（2026年）1月を予定

5. 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

（1）システムの提供

①システム導入に向けた協議

県が導入するシステムについて、契約締結後、システム構築と稼働に必要な設定、条件等を県と協議の上、決定すること。

②システム構築

前項で定める協議を踏まえ、本仕様書「6. 機能要件」及び「7. システム要件」に定める事項について、システムを提供すること。

③動作確認・運用テスト

本番運用を想定し、システムが問題なく動作することを確認すること。
また、県が動作確認や検証、テスト操作等をした際に生じる問点・疑問点についての説明やシステムの対応を行うこと。

(4) 職員向け操作説明及び本番運用支援

システムの機能を理解し操作方法等を習得するため、稼働開始前にシステムを利用する職員等に対し、操作マニュアルを用いて操作研修を実施すること。また、システムの稼働時、現場に混乱が発生しないよう県への運用支援を行う。具体的には、県の勤務時間（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）における電話サポート体制等による支援等を行う。

6. 機能要件

受託者は次のことが可能なシステムを提供すること。

(1) 口座振替申込者によるインターネットを利用した口座振替の手続き

口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申請するにあたり、利用規約の表示、税目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申込から登録までの一連の作業を完結できること。

(2) 金融機関への照会・登録依頼

口座振替の申込者からの申し込みを受け、対象の金融機関にその申込者の口座情報の照会・登録依頼ができること。

(3) 申込者及び県への通知、並びに県へのデータ提供

上記(2)に定める照会・登録依頼により口座情報登録が完了した後、申込者はメール等による通知または Web ページ等での受付完了が確認でき、県は登録された情報を一覧表（csv データ等、県が指定する様式）で出力できること。

(4) 統計情報の取得

申請データ（口座振替の申込数や登録された口座数等）を税目単位や月別単位等で確認できること。

7. システム要件

導入するシステムの要件は次のとおりとする。

(1) 基本要件及び非機能要件

①動作環境・アクセス環境

システム本体はクラウド型のサービスとして提供され、インターネット環境からアクセス可能であること。また、管理画面等が LGWAN 環境からアクセス可能であること。

口座振替の申込者からのアクセス環境は、PC、スマートフォン、及びタブレットの端末から利用が可能であり、対応 OS としては、WindowsOS、Mac OSX、Android、iOS、対応ブラウザとしては、MicrosoftEdge、Google Chrome、Safari とする。

②稼働要件

稼働時間は 24 時間 365 日とする。この稼働時間には、計画停止、メンテナンス及び保守期間は除く。その際は、事前に県へ連絡を行うとともに、申込受付サイト上に停止時間を明記すること。

③セキュリティ要件

⑦サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じるとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。

④⑦における第三者認証の要件として、少なくとも、下記のいずれか1つの認証を受けていること。

- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）

⑦利用者側のユーザー認証にあたり、多要素認証または2段階認証を実装すること。

⑤保存データを暗号化することとし、暗号アルゴリズムについては、CRYPTREC 暗号リスト（電子政府推奨暗号リスト）の指標に沿ったものが適用されていること。

④暗号化通信に際し、常時 TLS 化すること。

④データ保存場所を国内に設置していること。

⑤サービス終了時のデータ廃棄について、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトによる消去、暗号化消去等による復元不可能な方法を取ること。

⑦金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを 24 時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。また、情報セキュリティポリシーが策定されており、セキュリティに関する体制、情報資産の取扱いに関する規定、インシデント対応、セキュリティに関する第三者認証など、セキュリティ対応が行われること。

④バックアップ要件

システム及びデータが一定のインターバルでバックアップがなされており、復旧手法についても確立されていること。また、受託者は、データについては、毎日バックアップを行うこと。システム上では最低過去 1 年分を保持（参照）できるようにすること。なお、それ以前のデータについて

は、アーカイブを可能とし、最長5年度分を保持すること。アーカイブ分については、県から依頼があった場合は速やかに提供すること。提供手段については別途協議する。

⑤運用保守性

県の関係職員において、プログラミング等の専門知識がなくても各種管理画面等の操作を行えること。

(2) 対応金融機関

次に示す金融機関に対応できること。なお、金融機関は今後増減する可能性があり、金融機関の名称変更や支店統合等にも対応できること。

- ① 株式会社肥後銀行
- ② 株式会社熊本銀行
- ③ 熊本信用金庫
- ④ 熊本第一信用金庫
- ⑤ 熊本中央信用金庫
- ⑥ 天草信用金庫
- ⑦ 熊本県信用組合
- ⑧ 農林中央金庫（熊本県内単位農協を含む）
- ⑨ 九州労働金庫
- ⑩ 株式会社南日本銀行
- ⑪ 株式会社ゆうちょ銀行（自動車税種別割に限る。）

(3) サービス利用者

上記(2)に該当する金融機関の預貯金口座を有し、かつキャッシュカードを保有している新規申込者（個人に限る）を想定している。

(4) 対象税目

稼働時点において、下表の税目を設定できること。なお、税目については稼働前及び稼働後に増減する可能性があるため、対応できること。

(下表)

税目	対応金融機関 (本仕様書7.(2)①～⑪)
自動車税種別割	①～⑪記載の金融機関
個人事業税	①～⑩記載の金融機関

(5) 申込者用の入力画面（項目）の設定

税目ごとに入力項目を設定することができ、必要に応じた入力項目の制御ができること。また、利用者の利便性向上のため、複数税目を申し込む場合

に基本的な項目（氏名・住所・口座番号等）の入力作業が重複しないものが望ましい。

（６）入力項目の設定

次の入力項目が設定可能であること。なお、入力項目については、稼働前に増減することがある。最終的な入力項目は県と受託者の協議により決定する。また、稼働後に増減する可能性もあるため、入力項目の増減に対応できるものであること。

- ① 納税義務者の情報：氏名（漢字・カナ）、郵便番号、住所、電話番号
- ② 申込者（口座名義人）の情報：氏名（漢字・カナ）、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス
- ③ 指定口座の情報：銀行名、支店名、預金種別、口座番号
※ゆうちょ銀行の場合は、通帳記号、通帳番号
- ④ 納税義務者と申込者の関係（続柄）
- ⑤ 車両の登録番号（自動車税種別割の申請の場合に限る。）
- ⑥ 振替開始時期

（７）登録結果の情報提供

県への口座振替登録情報の提供期日は登録完了後２日以内とし、提供方法はデータによる出力が可能なものであること（csv データ等、県が指定する様式）。

８．申込予定件数

- ・令和７年度 約１００件（令和８年１月１日から令和８年３月３１日まで）
 - ・令和８年度以降 約６６０件
- ※件数については見込み。

９．システム構築に係る成果品

（１）成果品の内容

納品書類は以下のとおりとする。紙媒体及び電子媒体で必要部数を納品すること。なお、提出後に成果品に訂正事項が生じた場合は県の指示に従い、速やかに訂正の上、再提出すること。

- ① 業務完了報告書１部
- ② 業務実施計画書（実績）１部
- ③ 打ち合わせ協議簿１部
- ④ システム管理者操作説明書１部
- ⑤ 職員向け操作説明書１部

(2) 成果品の納入場所

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県庁本館3階 税務課収税班

10. 仕様書と利用規約等の位置付け

口座振替受付WEB受付サービスの運用に当たり、受託者が別に定める利用規約等と本仕様書の仕様が異なるときは、別途、県と協議の上、決定する。

11. 委託金の支払方法

(1) 導入業務委託に係る支払い

① 受託者は、システム導入完了後、直ちに本仕様書「9. (1) 成果品の内容」に定める①～⑤全ての成果品を提出し、県の検査を受けることとする。

② 受託者は、県の検査に合格した後、システム導入費用（初期費用）に係る対価を一括で請求するものとする。

12. 留意事項

(1) 受託者は本事業を遂行するにあたり、関連の法令（民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止に関する法律等）及び条令並びに本仕様書を遵守するとともに、県の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。

(2) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行い、県の意見や要望を取り入れながら実施すること。また、庁内部署や他団体との調整が必要になった場合、調整が円滑に行われるよう、都度、県と協議しながら進めること。

(3) 受託者は、業務の進捗状況について、定期的に報告を行わなければならない。

(4) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料の提供に協力する。受託者は県から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また貸与資料等は、業務完了後速やかに県に返還しなければならない。

(5) 本事業及び本業務の実施にあたり発生した費用は、本業務委託契約金額内で対応するものとする。

(6) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完

了後においても5年間保存すること。

- (7) 本事業遂行中に受託者が県並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに県にその状況及び内容を連絡し、県の指示に従うものとする。損害賠償の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- (8) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、県が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (9) 県及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合、委託者の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答などに対応すること。
- (10) 県が口座振替 WEB 受付サービスに関し、情報提供を求めた場合はこれに応じること。ただし、その情報が受託者の不利益になる場合は県と受託者が協議を行う。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、受託者と協議して定める。